

第3回こども計画策定委員会 議事録

日時 令和7年1月28日（火）13:30～15:30
会場 秋田県生涯学習センター講堂

◆出席者

《委員》 笥川正典委員、大石淑子委員、大友潤一委員、大屋みはる委員、草彌友愛委員、佐佐木良博委員、高橋賢史委員、武田正廣委員、本田正博委員、山崎純委員、山名裕子委員
11名

《県》 あきた未来創造部 仲村次長、次世代・女性活躍支援課 糜田課長、
国際課、あきた未来戦略課、移住・定住促進課、地域づくり推進課、文化振興課、地域・
家庭福祉課、障害福祉課、健康づくり推進課、保健・疾病対策課、医務薬事課、県民生
活課、農林政策課、雇用労働政策課、建設政策課、教育庁総務課、幼保推進課 義務教
育課、高校教育課、生涯学習課、保健体育課、警察本部人身安全対策課

1 開会

2 議題1 「秋田県こども計画最終案について」

○山名委員長

それでは議題(2)の意見交換に入りたいと思います。今回も項目を区切りながら進めてい
きたいと思います。

まず、秋田県こども計画最終案1ページ。第1章の秋田県こども計画の策定に当たってか
ら第3章の計画推進の考え方30ページまでになります。

まずは私からの質問になりますが、グラフのデータでパーセントで記載されているもの
があるので、母数が記載されていないので、どのくらいなのか分からぬのですが、例え
ば16ページ、家庭の教育力に関する調査で、家庭の教育力が低下しているというのが何人
ぐらいのデータなんでしょうか。

●生涯学習課

16ページのグラフですが、今、データが手元にありませんが、すべてのデータに母数を記
載するのであれば、そのように修正します。

○高橋委員

17ページの不登校やいじめ状況のグラフの数字なんですが、これは実数を記載すること
はできないでしょうか。

●義務教育課

全国調査という形で、問題行動等調査というのが行われており、千人当たりで公表されていることから、それをこちらの方にも反映させています。

○高橋委員

報道では実際の人数が出ていると思いますので、その方が良いかと思いましたが、全国調査に合わせるのであれば、分かりました。

○山名委員長

他に意見がないようですので、それでは次に、31ページ第4章の施策の推進方向について施策体系ごとに意見を伺っていきます。まず、こども・若者が健やかに成長できる環境整備について、31ページから55ページの範囲になります。

○笈川委員

33ページの施策2①多様性に満ちた社会づくりに関する普及啓発の2つ目の、最初に県民の差別解消や多様性に関する意識を広く情報するためとの記載がありますが、この記載について、県民の差別解消との記載が差別がある前提に見えててしまうので、どんな差別を想定して県民の差別という記載をされているのかという質問です。

差別解消ということもそうなんですが、潜在的な差別というものもあると思いますので、なかなか自分では認識しづらい無自覚な差別のようなものもあると思うので、差別を解消しましょうという積極的に啓発するというか、差別への理解不足もあるという観点での記載をしていただければと思います。

●あきた未来戦略課

県民の差別解消について、具体的には男女の偏見ですとか、あるいは地域における年齢とかに対する偏見など、無意識の思い込みや理解不足が、差別等の原因に繋がってるところがあると考えています。

○笈川委員

県民の差別解消という記載に秋田固有の差別と読み取ってしまったんですが、記載を工夫された方が、この文脈ではよいのではないかと思います。

固有の差別ではないとしても、年齢問わず差別があると思いますが、それとは別にこどもが持ちやすい差別があるので、記載に工夫する余地はあるのではないでしょうか。

●あきた未来戦略課

こども計画では、こども・若者の定義を39歳までとしているので、そういった点では幼児児童生徒に限った部分ではなくて、広くした記載になっていますが、この「県民」という記載については、ご指摘の考え方もあると思いますので工夫したいと思います。

○山崎委員

34 ページの施策 3 多様な遊びや体験、活動できる機会づくりという点について、子どもの育ちに遊びが必要なため、とても重要だと思っています。子どもまんなか社会の形成のために様々な子どもの主体性を育んだり、個性を尊重したり、可能性を引き出すために、子どもの視点に立った遊びの機会や場の確保を推進していただければと思います。

具体的に台湾の事例になりますが、ご紹介させていただきます。台湾のある幼稚園で、子どもが大人が考えた滑り台では面白くないということで園の就園記念で新たに滑り台を作ることになりデザインのアイディアを 5 歳児が考えを出し合って作ったそうです。もちろん、安全性などの面から大人の手も入りますが、その過程が絵本になって子どもの考えを生かした遊び場づくりとして、台湾全土に広がったそうです。

それだけではなく、子どもたちがこの経験を契機に、自分たちの地域の公園の遊具を探求し始め、それによって、子どもたちが作った遊具が地域の公園にデザインされていったそうです。このことをきっかけに、子どもの声を生かした公園づくり運動が生まれたそうです。

私は、子どもの声を生かした公園づくり運動を進めているわけではありませんが、この話を聞いて、この経験がどんなに、子どもたちのその後の人生に影響を与えたかと思うと、それを実現した大人も素晴らしいと思いました。

子どもの視点に立ち、小さくとも、子どもの声を活かすよう努めることがとても大切だと思うのです。そのような方針をここに記載する必要があるのではないかと思いますので、是非ともご検討いただきますようお願いいたします。

また施策 7、48 ページのキ) 地域子育て支援拠点事業についてご質問させていただきます。子育てについての相談体制はもちろん行っておりますが、国の方で新たに地域子育て相談機関というのが始まり、実施場所の 1 つには、拠点事業の場所も含められており、子ども相談センターなどの関係機関と共同して、継続的な地域の見守り、情報提供を行うこととしております。これが子育ての相談機能というだけではなく、児童虐待発生を未然に予防する点にとって重要なので、市町村において推進していただきますよう、県から呼びかけていただければと思いますが、いかがでしょうか？

●次世代・女性活躍支援課

まず、遊びの関係につきましてはこの策定委員会の第 1 回から、委員の皆様からご意見をいただいているところです。子どもの遊びの部分につきましては、子ども自身が考えるという点が大事なのではないかというご意見も踏まえまして、現在、来年度の予算を要求しているところです。子ども自身が子どもの遊び場を考える、それを大人に伝えるというような取り組みをする事業を考えております。

また、地域子育て支援拠点につきましては、前回の策定委員会のときもご意見をいただいておりますが、現在、国庫補助対象、対象でないものを含めまして県内に 79 箇所あります。この地域子育て支援拠点の整備につきましては、具体的には市町村が取り組んでおりますので、引き続き市町村に働きかけていきたいと思っております。

○大友委員

46 ページの②のア) 保育士等の確保策の推進で、保育人材保育支援業務で国で定めている事業の中で、予算的な問題で市町村で取り扱わない事業が、多々見受けられます。これは秋田市で、保育の補助的な業務を行う掃除ですとか、給食の配膳ですとか、そういうことを行う事業で用意してるんですが、市町村の財政的な理由で断られております。現場としては、とても必要な事業で、保育士の業務負担の軽減になります。実際に現場からそれをやって欲しいという声が上がってるものを、予算的な理由でというのは納得できないものがあるので、これは県から現場の声を吸い上げて適切に事業を行うよう、市町村に働きかけを行っていただきたいと思います。保育士でなくてもできる業務を、例えばシルバー人材の方に行ってもらうことは、とてもありがたい話です。現場の声を聞いて、そういう事業を実施いただければと思います。

それから、2 点目 47 ページの一番上ですね。小学校との接続について、以前にもお願いしましたが、県内の市町村において大分格差は縮まってきたが、それでもまだあります。秋田市内においても、大きな差があります。引き続き、適切に小学校との接続が行えるように、ご支援いただければと思っております。

3 点目は質問になりますが 49 ページのセ) こども誰でも通園制度なんですが、必要な支援を実施しますと記載されているんですが施設側に対して県で何か支援するのか、利用する保護者に対して支援をするのか。ここを具体的にご説明いただければと思います。

●幼保推進課

1 点目 46 ページの②ア) の 2 つ目保育周辺業務を行う保育支援者の配置については、まさにシルバー人材センター等に委託して行うような場合を想定した、保育士の資格を有しなくてもできる業務の部分に人を配置する場合の支援という仕組みですが、国の補助事業を使って市町村が直接やる場合と、県が市町村に一定の補助をして、市町村が実施する場合と 2 つの補助事業の活用の仕方があります。県としては、毎年度市町村に働きかけを行っているところですが、すべての市町村が実施するという対応がまだなされてない現状でありますので、引き続き補助事業の活用について働きかけをして参りたいと思っております。

2 点目です。47 ページの一番上の、幼保と小学校の接続に関わる部分ですが、この点は目標を掲げておりますし、計画期間中にすべての市町村が策定できるよう、県で支援していきたいと思っております。

ただ、この 5 年間という中での最終年度の目標のように見えますが、県としましては、できるだけ早期にある程度の数値目標として 3 年を目処に、全部の市町村が策定できるような支援を行っていきたいと思っております。

3 点目 49 ページのセ) の部分ですが、全体の⑥に係る地域におけるこども・子育て支援の充実につきましては、事業の実施主体の市町村が、事業展開する場合に県としまして、その市町村を後押しするような支援を行っていくというような形で考えておりますので、乳児等通園支援事業も実施する市町村に対しての、財政的な支援が、まずメインになってくるところであります。

○武田委員

いろいろな制度が、国の方で示されてますが、おそらく、事業所として実施することが非常に難しいということがあるように思うのですが、事業所の努力で成り立っているような、例えば、特別支援であるとか、特に地方の方が少子化が激しいので、制度があっても実行できないということがたくさん出てきていると思います。県の方で支援するとありましたが、その地域で該当者が数人しかいない、若しくは1人の場合もたくさんあると思うのですが、それでも成り立つような形の支援と計画にしてもらいたいです。

○笈川委員

39ページの⑥、非行防止と立ち直りへの支援の中に、「若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します」とありますが、少年事件の場合、高校生などが一番困るのが退学処分となった場合、再入学とか編入とかが難しく、教育の機会が実質的に奪われてしまうことがあります。確かに、高校は義務教育ではないこと、まして私立であれば学校のお考えもあると思うので、すべての学校に非行少年の積極的な受け入れを義務づけることまで求めるものではありませんが、少なくとも、公立高校において、非行を起こしてしまった方であっても、教育の機会を確保する方法を検討いただければと思います。1つ項目を設ける必要があるとまでとは言いませんが、何かそのような記載を加えていただけたらと思います。

●高校教育課

退学など進路変更等をする生徒に対する支援ですが、進路を変更するその対策も含めて、学校を離れた後も、その生徒からの求めに応じて相談に応じるなど、実際取り組んでいる状況ですので、その先につきましても、各学校の実情やケースが様々ですので、一般的にまとめて記載するのは難しいかもしれません、生徒一人ひとりに寄り添った支援として、取り組んでるところを今後も継続していくことになると思います。

○山名委員長

56ページからの施策体系2秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援について、ご意見をお願いします。

○大屋委員

再スタートしようとする若者支援体制は整っていないです。それぞれの人がいろんな状況に応じて一息ついたり、整うまでしばらくお休みして、もう1回スタートする。進路変更にしても、例えば高校のときは成績優秀で大学しか見てなかった方が、インターンシップも何もしていないため、大学に入ってから発達障害が発見されて戻ってきたときに、どこでも何も体験できないんです。例えば58ページのところを見ると、職場体験・インターンシップの充実とは書いてありますが、これが高校2年生だけなんです。私たちのところで再スタートしようとする若者が職場体験インターンシップとなったときに、そういう提供はないです。例えば公的なところに、申し込みをしても、インターンシップはやっておりますが高校2年

生が対象ですとなって、職場見学、セミナーについても、2、3人でということで見せていただくことはありますが、心苦しい思いをしながらという状況です。一旦リタイアした人を次の進路のルートに入れるという体制が全くないんです。発達障害は病気ではありません。いろんな節目節目で乗り越えることがあって、再スタートしたときは根気強く応援していきますが、そのために職場体験させてもらったり見学させてもらったりという機会を、もっと整えていただけだとありがたいです。

●障害福祉課

特に発達障害の方が大学に進学してから発達障害が分かって退学してしまってということで再スタートしようとしたときに、高校2年生が使うようなインターンシップの制度は使えないという状況がある、特に発達障害の方ですと、実際に体験してみないとイメージが湧かないという難しさがあるので職場体験が非常に重要と感じています。発達障害ということで、診断がある方であれば、例えば、県と労働局の方で実施しております障害者就業生活支援センターの方にご相談いただければ、そこで職場体験の紹介はできますが、発達障害の方が、障害者としての就労を希望するかというのはまた難しい部分があって、その準備の部分はゆっくりやらないといけないと思います。いきなり障害者雇用にはならないかと思いますので、その部分をどう本人が、この先の進路を考えていったらいいかという部分に関して、丁寧な相談対応とか、進路を考えていく場だったりその後、体験できるところは必要と考えます。障害という診断がある方に関しては、障害者就業生活支援センターを使って職場実習であったり、その前に発達障害の特性の理解や、自分の特徴の整理を支援センターの方でしっかりと相談して、その方に合った進路決定ができるような形で、県としてはサポートできればと考えています。グレーゾーンでお困りの方について発達障害を障害と受け入れるかという難しい部分もあります。

○大屋委員

障害の有無に関わらず私たちのところには、大学を辞めてきた方や高校を中退してきたなど様々な経緯の方がいます。グレーゾーンもとても広いですし、障害の状況も違います。そういう方たちにとって最初にスタートを切るというのは、この障害のある方への支援ということではなく、もう一度スタートを切る方のためにも必要な支援があるということを、県民全体で認識するということが必要だと思います。この58ページにインターンシップの充実と記載をするのであれば高校2年生という条件ではなく広く受けられるように支援が必要です。秋田のサポートステーションの場合、小坂鹿角、大館、秋田、にかほ市まで県北、中央、県南と広く活動しており、少ない職員で支援していくためには、地域の方や学校で把握している支援制度がもっと使えると、幸せな進路の方向にいける方がいるのではないかと思っております。

○山名委員長

60ページ施策の5のところでの取組は、こどもたちが再スタートを切るような進路支援と

は違うのでしょうか。

○大屋委員

施策5はAターンですので意味合いが違います。いろんな制度の隙間に落ちてしまっている子どもたちを助けられるような支援のことです。

○山名委員長

インターンシップにこの条件がついているというのが課題でしょうか。

○大屋委員

高校2年生や高校卒業の段階で進路を考えるという時期に、発達障害が判明することがあるのですが、進路を決める時期となれば専門機関を紹介する方向になりますが、大抵の場合理解を得られないことが多いです。それは、県民のみなさんが障害のことを理解していないということだと思います。このこども計画は、こども若者の全体の8割を引っ張っていく目標としては、これができれば充分だと思います。私のように、8割ではなく残った2割ほどを対象に支援している立場から見るとまだ足りない部分があると思います。

●次世代・女性活躍支援課

こども計画そのものにつきましては、年齢、障害の有無等々にかかわらず、広く知つていただく必要があるかと思っておりますので、周知広報の部分については工夫をさせていただきたいと思います。

支援が抜け落ちていると思われないよう表現につきましては、研究させていただければと思いますので、その際は、笈川委員や大屋委員の方からご意見をいただければと思います。

○山名委員長

67ページの施策体系3困難を有することも・若者への支援に繋がると思いますので、67ページから74ページまでご意見をよろしくお願ひします。

○高橋委員

68ページのヤングケアラーへ支援というのがありますが、県で実態調査等を行ったということはありますでしょうか。

●地域・家庭福祉課

県では、令和3年度に支援者を対象に、ケアラーの調査を実施しております。こどもに直接聞いてるわけではなくて、例えば学校、ケアマネージャーとか支援をする方に対する調査を実施しております。それはヤングに限らず、ケアラー全体の調査を実施しております。

○高橋委員

横手市では、小中学生並びに高校生年代を対象に、本人向けに実態調査を行っております。小中学校に関しては、学校で配付されてるタブレットを通じて、小学校の5、6年生が回答率91%、中学生が1年生から3年生まで88.6%の回答を得ていますが、その中で、ヤングケアラーに該当するという児童生徒はいませんでした。ただ、高校生になると横手市内の高校生に対し、学校を通じた調査が難しくて、本人に郵送でQRコードをつけた、オンライン調査書で回答をいただいたんですが、2000人ほど郵送して回答率が17.1%と非常に少ない状況となってます。これを県教育委員会の方から、ヤングケアラーの調査を実施していただきたいというお願いです。各市町村で県全体の実態を把握していくというのが大事ではないかなと思います。実際に見えないところでヤングケアラーが増えているという話もありますので、重点的に調べていただければと思います。

●地域・家庭福祉課

子ども・若者育成支援推進法が今年度、改正されておりまして、国の方では、市町村に対して継続的な実態調査の実施を求めているところです。基本的には先ほど委員の方からもお話をありましたけども、小学校中学校に関しては、市町村の方で実態調査をするということについては、住所がそこにあることから教育委員会で、調査しやすいところですが、実際はまず市町村を通じて、小中高という形で実施するという形に通知の中で規定されておりますので、県としましても、例えば調査の機会を通じて、ヤングケアラーに気づいてもらうような広報活動、例えばチラシの配布などを検討しております。先ほど話のあったタブレットを活用した調査についても、検討しているところであります。

またヤングケアラーは福祉と教育機関との連携が重要ですので、教育庁とも連携を図りながら、市町村の福祉の窓口、教育の窓口を明確としながら、対応を進めているところであります。

本日、提案のありました高校生の対応につきましては、実際にスムーズに実態調査ができるように、福祉と教育と協議をしていきたいと思っております。

○大友委員

困難を有するこども・若者への支援の中で、先ほどから話に出てるグレーゾーン、それから医療的ケアがありますが、施設でも障害児保育事業を実施しています。県でも調査しており、経営側でも確認調査を行っておりますが、県内においても障害児保育補助金に格差があることが分かっています。その格差の中で、一番支出が多いところは14万4000円。一番低いところは、2~3万円というところもあります。1人職員を採用するにはとても足りない状況です。障害児に対しては、保育士1人を加配する必要があります。でも、手帳をもらっていないと年間70万円までです。とても採用できる賃金ではありません。市町村から委託されてるのに、障害を持ったこどもを保育すると、赤字の中で保育を行っていることはおかしいのではないかでしょうか。公立保育所では、そんなことはないようです。大館市は、加配保育士1人500万、秋田市は100万にも満たない現状です。市町村で予算がないからではなく、

県の方から、該当する事業を行っている施設に対して、人件費の補助を考えていただけないでしょうか。

●幼保推進課

施設への経営上の支援という側面もありますので、そこについては保育提供体制の確保という観点から、先ほど、こども計画では、44ページから45ページにかけて地域における教育保育提供体制の確保に留意しながら、こどもの発達にとって必要なサポート、質の高い教育保育の総合的な提供を進めます、というところで大きくとらえております。

実際、市町村に対して、どう取り組んでもらえるかにつきましては、この計画とは別に施策的に展開する内容になりますので、今年度、障害児保育に関する調査をしており、それを基に、各市町村が制度的に国から財政支援を受けておりますので、それをうまく使った形でやっていただけるように働きかけをしていきます。それ以上のプラスアルファの部分については、市町村とともに研究していきたいと考えております。

○武田委員

障害児保育という70ページの⑤の2行目のところに個別の指導計画を活用している幼稚園と小学校の接続と書かれている下のところに支援学校で、センター的機能を生かして、地域の小学校に在籍する児童生徒保護者に支援を行うということがあります。幼稚園の方には、支援学校への窓口はないのですが、専門の先生を各幼稚園で配置することが非常に難しいので、そういうセンターモードとして、指導してくれるような体制があればと思います。

●幼保推進課

特別支援教育のところに掲げている取り組みについて、特別支援教育課がリードして、取り組み内容を記載しておりますが、特別支援教育課が本日欠席しておりますので、ここでの意見はお預かりさせていただく形で、どのような形にできるか検討させていただきます。

○佐佐木委員

幼保、小学校の連携も含めて、小学校の現場では、こどもの特性を入学前に収集することを大切にしているところです。幼保施設においても、しっかり対応されてきた上での小学校入学だと思いますが、場が変わると、それからメンバーが変わると、障害を持ったこどもが様々な表現になってきて、学校も苦労する場合があります。

しかし、私の勤務する学校では、幼保の方々から、見学や親との面談、文書による引き継ぎなどの方法を使って、こちらで迎える体制をとっておりますので、この計画の中にも連携、接続ということもありましたが、これからも進めていただけたらと思います。

○大石委員

高校でも学習支援の場面で特別な支援を要する、中学校で通級であったとか、そういう生徒たちが多く普通科の高校に入ってきて、先生方も一生懸命取り組んでいます。それこそ、

特別支援学校から教育専門監の先生方にお出でいただき取り組んでおりますが、実際の問題として、全体の授業には馴染まないという生徒が複数学校に入学してきていて、その生徒に対して個別に指導するということが複数の学校で起こっている。そういう生徒たちが就職の場面になって、今度は障害があると思っていないので、就労までいって困難を来したり、入ってもすぐ辞めたいという問題も実際に発生して、そういう部分の支援が必要ではないでしょうか。これから、こどもたちが社会に向けて、自立して秋田県を支えていくという観点から考えて非常に必要な政策であると思いますので、この視点での検討もお願いします。

○草彌委員

これまで障害を持った方への支援のお話がありましたが、私も小さい頃に病気をして、たまたま私は完治しました。相談できる先生方にも恵まれて、大学に入るときに進路の面で1度挫折を経験しましたが、たまたま支えてくれる方々に巡り会えて、今こうして、未来のこどもたちに向けた施策の話し合いの場に立たせてもらっています。私の周りにもうまく支援を受けられずに困っている人たちはたくさんいましたので今回様々な場面で様々な支援の形を行ってきた方々の意見がたくさんありがとうございましたが、私のように救われたこどもたちが、たまたまではなく必然的に助けられて当然ですので、そういったこどもたちを支えていける計画にしていただければと思います。

○山名委員長

75ページの施策体系4子育て当事者を社会全体で支える体制の充実、75ページから81ページまでご意見をよろしくお願いします。

○本田委員

市町村でも計画を策定中ですというお話でしたが、県の計画と市町村の計画では具体的にリンクしてるものなんでしょうか。県と市町村で計画がぶれがないのか確認させてください。

●次世代・女性活躍支援課

県内全ての市町村で、こども計画を策定してる訳ではありません。国のことども大綱、そして県のことども計画についても情報提供させていただいているのですが、すべての項目が一緒というわけではございません。当然、それぞれの市町村の特性がありますので、基本的にはこども大綱が目指すことどもまんなか社会ということは、中心に置かれていることと思われます。

○本田委員

同じ方向性でいかないと県においても市町村においても、マンパワーが足りない時代だと思いますので、これから事業に落とし込んで、具体的に進めていただければなというお願いが1つです。80ページのワーク・ライフ・バランスについてパブリックコメントの10ページ、ワークライフバランスに関する質問が県民の方から2つ出ておりますが、48と53です。こうした計画を立てて、今後事業に落とし込んでいく際に、県主導で市町村であったり、若

しくは民間企業であったり団体に、こういう形でやりますのでよろしくお願ひしますという、これまでもやっている通りだと思います。もうちょっと強制的にといいますか、例えば、ワーク・ライフ・バランスのセミナーを県で企画をして開催します、と言っても実際民間企業の方々が参加するかというと半分くらいなんです。非常にもったいないと思いますので、強制的とは言い過ぎですが、難しいこととは思いますが、もっと参加してもらえるような工夫を、事業を行う際にしていただきたい。そこに関しては、商工団体であったり、そうしたところと一緒にやるのも1つかと思っておりますので考えていただきたいと思います。民間企業に対して何かやるのは非常に難しいと思いますが、実際、働いてる親は民間企業の方々がほとんどなので、職場環境が改善されないと、こどもたちにあまり手が回らないです。

そちらからのアプローチにも、強めにというのはなかなか難しいと思いますが、もう少し工夫していただけだと良いと思います。

次に、男性の家事育児参画という文字に関してパブリックコメントがありました。6ページ、16番、参画という言葉が男女共同参画の発想だと思いますが、それ自体がもっと広がるように周知の機会を増やすなど、周知方法についても検討いただきたいと思います。

●次世代・女性活躍支援課

まず民間への働きかけの部分については、以前も本田委員からご指摘をいただいたところです。広く周知するという方法と、関係団体を通じて情報提供するというご意見がありましたので、今後も適切に対応していきたいと思っております。

また、男性の家事育児参画については、記載の通りであります。こちらも、様々な情報だけでなく、実際にイベント等を行いながら、広く周知に努めていきたいと思います。

○本田委員

同じく80ページの①番の部分が、両立支援という意味で「くるみん」であったり、女性活躍という意味で、労働局でも進めております。県でも、そこに向けてのステップの段階でいろんな助成金等々を出して、すばらしい事業を伝えているんですが、これもなかなか活用されていないというところがすごく残念です。実際に活用している企業も、安心でごくいいと増えています。これも、先ほどと同じで、商工団体を通じてもっと広げていった方が、全体の機運は上がっていくと思います。女性活躍と両立支援というのは、前からやっていることなので、今更ではありますが、まだ県内の企業では知られていないので、例えば社会保険労務士協会を活用して社会保険労務士からアプローチしてもらうというのもあるかと思いますので、様々な取り組みをしていただきたいというお願いです。

○高橋委員

78ページの③家庭教育支援体制の充実にPTAや市町村等との連携を図るとあります。PTAとしても、県並びに市町村と連携し、こども一人ひとりのために何ができるか、少しでも良い方向に行ければと考えながら活動しております。行政にもたくさん地域の情報を提供していきますし、行政側からも情報を共有いただければと思います。

また、④ひとり親家庭の自立支援についてですが、ひとり親世帯の方からは、県及び市町村からの支援があって、助かっているという声もありますので、引き続きひとり親家庭への支援を充実していただければと思います。

○大友委員

④ひとり親家庭の自立支援の充実の2つめの記載ですが、母子家庭には収入の高い就業支援とか、父子家庭には家事等の日常生活支援とありますが、母子世帯は収入が低い、父子世帯は収入があるというような記載に見えます。父子家庭でも収入の低い場合もあります。母子家庭でも、家事の苦手な人もいると思います。ここで、女性と男性で支援を分けることに差別的な印象を持つてしまいますがいかがでしょうか。

○笈川委員

類型的にそういう家庭の傾向があるのは分かりますが、計画では、母子家庭、父子家庭で支援を分けずに施策をどちらにも支援していくという記載に改めるべきと考えます。

●地域・家庭福祉課

ひとり親家庭等自立促進計画の次期計画も現在策定中で、アンケート調査を実施しています。このアンケート結果の内容では、母子家庭であれば、例えば収入の関係、父子家庭であれば日常生活の支援というニーズがあります。このように記載をしておりますが、大友委員、笈川委員のご意見の通り、特に差別をしているという意図ではございませんので、記載については検討させていただきたいと思います。

○山名委員長

第5章の計画の指標と数値目標82ページから84ページになりますが、ご意見をお願いします。

○笈川委員

母子家庭の年収240万以上と示されている年収に何か基準があるのでしょうか。

●地域・家庭福祉課

特に国から示されているものではありません。前期の計画でも240万という指標を用いていました。ここについては、確認中ではありますが、ひとり親世帯の場合に、住民税が非課税になるラインが240万ということと認識しており、正しい情報については後ほど回答させていただきます。

○笈川委員

社会保険制度の見直しも昨今ありましたが、物価の上昇もありますので、家庭を支えることができる年収が現状ではいくらなのかを検討する必要があると思います。この金額は

前例を踏襲するのではなく、現在の生活に最低限必要な金額はいくらなのかという基準で定めていただきたいと思います。

ただ、そうすると定期的に比較していくことが難しいところではありますが、ここで数値をただ単に捕捉し比較することよりかは、今どういう政策を来年度やっていくかというところの指針を検討することが目的であろうかと思います。

●地域・家庭福祉課

ひとり親家庭自立促進計画の策定委員会でも240万円に対する質問等がありまして、ここについては住民税が非課税ということと、一定の最低限の生活という水準の設定ではないか等いろいろ意見交換があったということは事実であります。この経年でその数値を見ていくという意味もありますが、金額については実際には生活状況を見ながら、また計画を実施していく中で、検討見直しを進めていくという意見等もありましたので、引き続きその点については、注視していきたいと思っております。

○笈川委員

最低生計費とか生活保護費とか、各団体でも独自アンケートにとって、最低生計費が出てると思いますが、その辺の金額も見ていただきたいと思うのですが、世帯の年収で書いてしまうと、子どもが何人いるかっていうところが捕捉できないので、できれば本当は世帯の人数に合わせた数字が実は必要だと思います。

○山名委員長

それでは最後に資料編も含めて、全体を通して、ご意見があればいただきたいと思います。今回、例えば33ページのコラム的な記載について、子ども・若者意見箱からの意見ですが、意見はすごく丁寧に記載されていますが、対する反映状況が項目だけ挙げられているので、回答するような形に工夫いただけないでしょうか。

●次世代・女性活躍支援課

意見箱のコラム的なところ3箇所ありますが、工夫させていただければと思います。

○山名委員長

それでは、最終案につきましては、本日、いただいた意見、追加修正等ありますので、それを踏まえて、計画の修正については私に一任していただければと思います。よろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。

3回にわたり、ご審議いただきありがとうございました。この計画を作成して終わりではなく基本理念を遵守しこどもへの支援を検討していくかなければと思います。

この計画で秋田でこどもを育てたいという人が1人でも、増えるような社会になってもらえればと思います。

●事務局

山名委員長、委員の皆様、これまでこども計画の審議にご尽力くださいまして、誠にありがとうございました。

この後、2月の県議会に、この最終案を修正した上で提出し、審議いただき成案となる予定でございます。

完成しましたら、美の国あきたネットなどで公表をさせていただくとともに、委員の皆様には、完成版をお送りいたしますのでよろしくお願ひいたします。

本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

これで閉会とさせていただきます。